

曾於市

老人福祉計画及び第8期介護保険事業計画

【概要版】

令和3年3月

鹿児島県曾於市

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景・趣旨

曾於市では、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らしていけるよう、平成30年度から令和2年度までを計画期間とする第7期計画において「地域包括ケアシステムの充実・強化」の取り組みを進めています。また、介護者を社会全体で支える仕組みである介護保険制度においては、制度の持続可能性を確保しながら、自立支援・重度化防止や日常生活支援等の役割・機能を果たし続けられるよう取り組みの強化を推進しています。社会情勢として人口減少が加速している中、本市においても総人口が減少し、少子高齢化が進んでいます。特に、生産年齢人口の減少が顕著であり、高齢者一人暮らしの増加や、認知症高齢者の増加が見込まれ、地域の実情にあった多様なサービスや施策が求められています。

以上の状況を踏まえ、本市の高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで送ることができる地域づくりを目指し、令和3年度から令和5年度までを計画期間とする「曾於市老人福祉計画及び第8期介護保険事業計画」を策定します。

2 計画の性格・法的位置づけ

本計画は、老人福祉法第20条の8第1項に基づく「市町村老人福祉計画」及び介護保険法第117条第1項に基づく「市町村介護保険事業計画」を一体的に策定するものです。

3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和3年度から令和5年度までの3か年とします。

4 他の計画との関係

高齢者の生きがいづくりや社会活動への参加をはじめ、高齢者を中心とした市民生活の質に深く関わる計画であることから、「曾於市地域福祉計画」を上位計画とし、その他、保健・医療・福祉又は居住に関する事項を定める計画と調和を保ちながら策定を行います。

5 計画策定の方法

高齢者に対する保健福祉施策や介護サービスのあり方については、高齢者はもとより、広く市民のニーズを把握し、それを反映させるよう配慮する必要があります。そこで、計画の策定に当たっては、以下のような取り組みを行いました。

- 介護予防日常生活圏域ニーズ調査・高齢者実態調査の実施
- 介護事業所アンケート調査の実施
- 曾於市老人福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会の実施
- 市民意見の募集と計画への反映

第2章 高齢者を取り巻く現状

1 本市における高齢者の現状

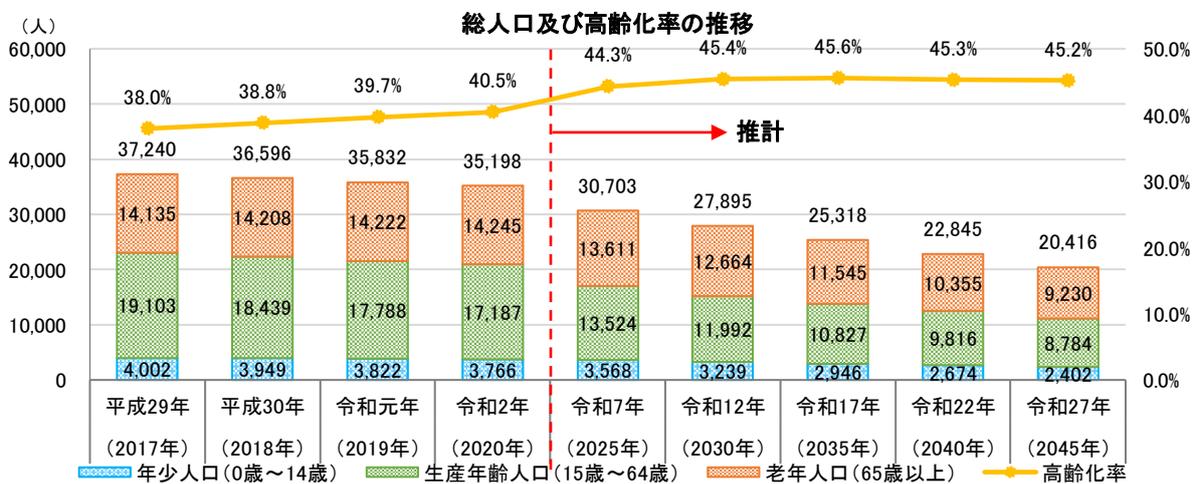
(1) 高齢者の状況

① 総人口及び高齢化率の推移

本市の総人口は、令和2年4月1日現在、35,198人で平成29年と比べて2,042人の減少となっています。

年齢区分別でみると、年少人口、生産年齢人口、老年人口いずれも減少傾向にあります。また、高齢化率は40.5%であり、平成29年に比べて2.5ポイント増加しています。

推計では、今後も総人口、年少人口、生産年齢人口、老年人口いずれも減少傾向が見込まれます。

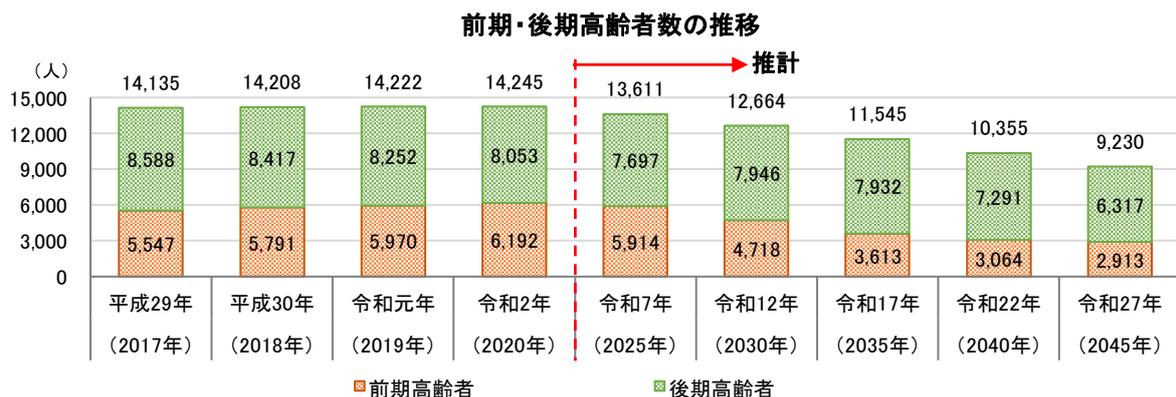


※小数点以下の処理の場合、年齢不詳者の数により各項目の和と総人口が一致しない場合があります。

(資料：平成29年～令和2年4月1日現在「住民基本台帳」、国立社会保障問題研究所 令和2年～令和27年)

④ 前期・後期高齢者数の推移

令和2年4月1日時点における本市の65歳以上の高齢者数は14,245人で、平成29年と比べて110人の増加となっています。推計では、令和27年には9,230人となり、前期高齢者(65～74歳)と後期高齢者(75歳以上)の人口をみると、前期高齢者(65～74歳)は令和2年ピークとし、その後は減少傾向となっています。



(資料：平成29年～令和2年4月1日現在「住民基本台帳」、国立社会保障問題研究所 令和2年～令和27年)

第4章 施策の展開

施策の柱1

住み慣れた地域で高齢者が活躍できるまちづくり

【現状及び今後の方針】

令和7年(2025年)はいわゆる「団塊の世代」が後期高齢者となり、また令和22年(2040年)はいわゆる「団塊ジュニア世代」が65歳以上となります。

高齢者が住み慣れた地域での生活を継続できる地域づくりを進めるには、介護サービスや高齢者福祉の充実だけでなく、障がいのある方や子ども、生活困窮者といった、地域に住んでいる全ての人々がともに支え合い、力を発揮できる「地域共生社会」の実現に向けた支援体制の整備や取り組みが求められます。

本市の高齢者実態調査において、「現在の住居にずっと住み続けたい」と回答した一般高齢者の方が約9割を占めています。また、直近1年間における「健康・スポーツ・レクリエーション活動(体操、歩こう会、グラウンドゴルフ等)」等の社会活動への参加者も5割を超え、地域のつながりについても、すべての地域の8割以上の方が「地域のつながりがあると感じる」と回答しています。

今後におきましても、高齢者の社会活動への参加を促し、自身の役割や生きがいを見出し、日常生活の充実につながるよう、高齢者の方が社会活動に参加しやすい環境づくりに取り組み、世代や分野を超えた介護予防や地域共生社会の実現へとつなげていきます。

施策の柱2

積極的な健康づくりと介護予防に取り組むまちづくり

【現状及び今後の方針】

高齢者等が可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、まず、ご自身の健康寿命を伸ばすための介護予防への取り組みや地域での互助力の強化とともに、医療と介護サービスが切れ目なく、一体的に提供される体制づくりが必要になります。

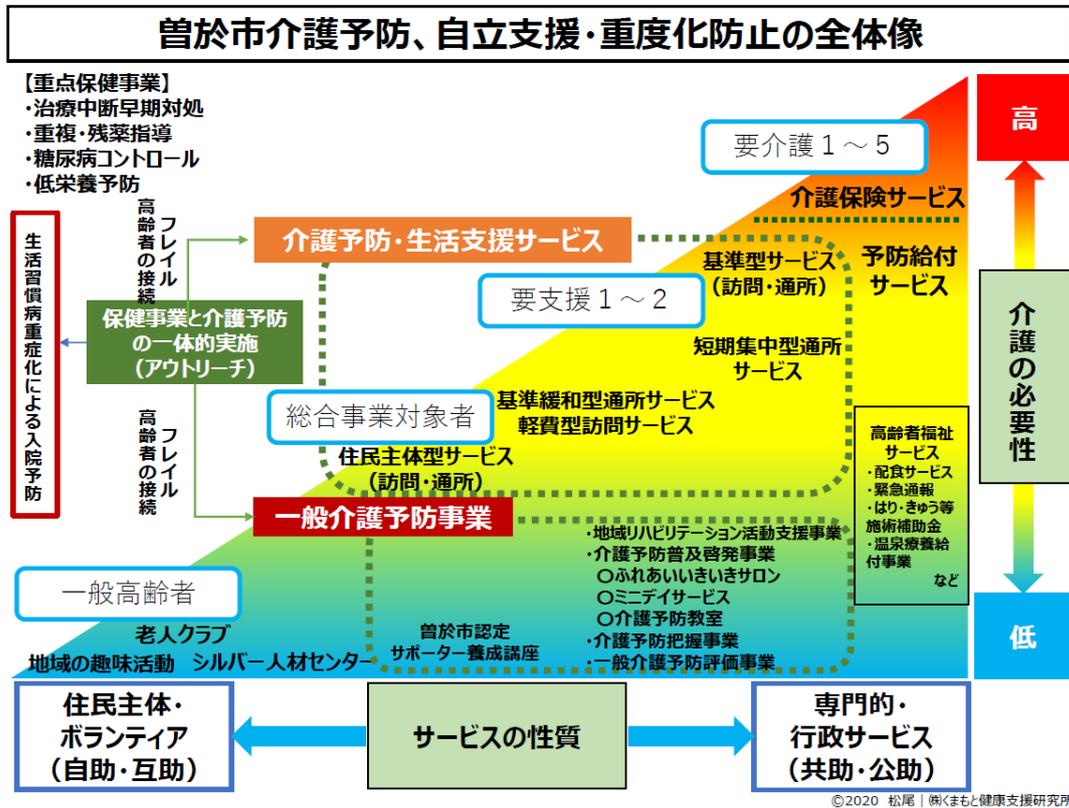
本市では、健康教育や健康相談、保健師・栄養士等による訪問指導などに取り組み、高齢期になっても健康の維持・増進ができるような保健事業に取り組んでいます。

高齢者実態調査において、「介護予防に対する認知度」が前回調査時よりも大きく増加しています。その情報源としては「テレビ・ラジオ」や「新聞・雑誌」をはじめとするメディア等による機会や、「特定健康診査等の健診会場」における認知度が前回調査時よりも高くなっています。

また、市町村に力を入れて欲しい介護予防の取り組みとして、「運動・転倒予防に関すること」、「認知症の予防(早期発見)・支援(早期受診)に関すること」が、一般高齢者・若年者ともに5割以上を占めています。

今後につきましても、壮年期、また高齢者が元気なうちから介護予防に取り組み、健康

で自立した生活が継続できるよう、地域の介護予防等に関する活動内容の周知や、地域活動・ボランティア活動などの住民主体の活動を通じた自立支援、介護予防を推進していきます。



施策の柱3

安全な生活環境と高齢者の尊厳を持って暮らせるまちづくり

【現状及び今後の方針】

65歳以上の高齢者が増加傾向にあるなか、特に、独居高齢者や高齢者のみ世帯の増加が社会的な課題として挙げられます。本市の高齢化率は年々上昇傾向にあり、令和7年（2025年）には44.3%、令和22年（2040年）には45.3%となる見込みです。今後も高齢化の進展により、高齢者単身世帯のさらなる増加が見込まれています。

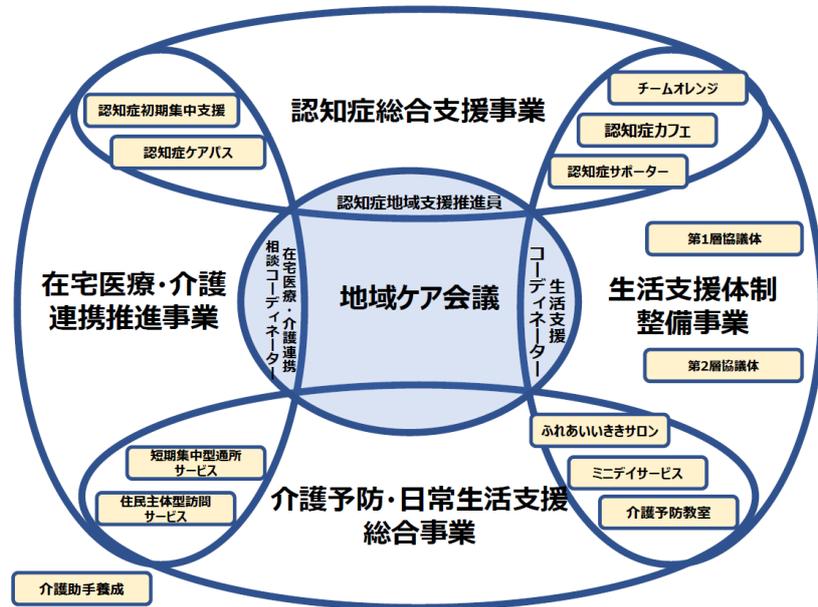
このような背景から、令和7年（2025年）・令和22年（2040年）を見据え、多職種・関係団体との連携や共同参画機会の確保、地域包括支援センターを中心とした地域活動への支援を行い、地域特性に応じた地域包括ケアシステムの構築を推進します。

地域で安心して暮らし続けるためには、隣近所との付き合いや、地縁血縁によるつながり、また、趣味活動などを通じての他者とのつながりなど、地域での社会参加機会を確保することが重要です。高齢者実態調査において、社会活動に参加してよかったと思うことについて「生活に張りや充実感ができた」「新しい友人を得ることができた」「健康や体力に自信がついた」との回答が多くみられています。他の施策と連動しながら、早い時期からの介護予防や地域とのつながりを強化し、一人暮らしになっても安心して暮らせる体制づくりを目指していきます。

また、近年の豪雨をはじめとする自然災害や、新型コロナウイルス感染症の流行などへ

の対応・対策として環境整備を推進する必要があります。

今後については、防災や感染症対策についての介護事業所等に向けた周知・啓発，研修，訓練の実施に努めます。また，関係部局と連携して介護事業所等における災害や感染症の発生時に必要な物資についての備蓄・調達・輸送体制の整備や，県・関係団体と連携した災害・感染症発生時の支援・応援体制の構築に努めます。



施策の柱 4

認知症施策の推進と医療・介護が連携した安心して暮らせるまちづくり

【現状及び今後の方針】

今後，要介護高齢者の増加に伴い，老老介護や子育て年代層における子育てと介護の両方を担うダブルケアなど介護に携わる家族の負担も大きくなることが予測されます。併せて，今後増加すると予測される認知症の方やその家族を支えていくためには，医療や介護等関係機関の連携を強化し，早期発見・相談体制の充実，地域における見守り活動の推進等幅広い支援が必要となります。

また，認知症に対する誤解や偏見をなくすため，地域や事業所等に対して，認知症の方やその家族をあたたく見守るための知識の普及啓発に取り組む必要があります。

高齢者実態調査において，「地域包括支援センター」が認知症に関する相談窓口として認知されている割合が高く，地域包括支援センターが認知症相談窓口としての機能の高さが伺えました。その反面，若年者の約4割においては，認知症相談窓口を「知らない」と回答していたため，今後も継続した相談窓口の周知が求められます。

本市としましては，認知症高齢者や知的障がい又は精神障がいを持つ方のうち，判断能力が不十分な方を対象として行う福祉サービスの利用に向けた支援や市民後見人の育成を含めた成年後見制度の利用を促進するとともに，地域包括支援センターや関係機関・団体と連携しながら，高齢者虐待，権利擁護及び消費生活等に関する相談・支援を行うなど，高齢者の権利と財産を守るための施策を推進することで，住み慣れた地域で尊厳をもって生きることができる社会の実現を目指します。また，高齢者の権利擁護支援体制について強化を図り，地域連携ネットワークを構築することで，高齢者が安心して暮らせる地域づくりを目指します。

第5章 介護保険サービスの円滑な提供 (第8期介護保険事業計画)

◆ 第1号被保険者保険料の見込み

低所得者層への保険料負担軽減を図るため、世帯全員が市民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額が合わせて80万円超120万円以下の者(第2段階の者)については基準額の65%、本人が市民税非課税(世帯に課税者がいる)で合計所得金額と課税年金収入額が合わせて80万円以下の者(第4段階の者)については基準額の85%としました。また、引き続き第1～3段階の方を対象として、公費による保険料軽減を実施し、第1段階の方は基準額の30%、第2段階の方は基準額の40%、第3段階の方は基準額の70%に軽減します。

これにより、保険料基準額は年間80,000円(月額6,669円)となります。

所得段階別保険料額

段階	対象者	保険料の調整率	年額
第1段階	・生活保護被保護者等 ・世帯全員が市町村民税非課税かつ前年の合計所得金額+課税年金収入が80万円以下	0.50 (0.3)	40,000円 (24,000円)
第2段階	・世帯全員が市町村民税非課税かつ前年の合計所得金額+課税年金収入が80万円超120万円以下	0.65 (0.4)	52,000円 (32,000円)
第3段階	・世帯全員が市町村民税非課税かつ前年の合計所得金額+課税年金収入が120万円超	0.75 (0.7)	60,000円 (56,000円)
第4段階	・本人が市町村民税非課税(世帯に課税者がいる)かつ前年の合計所得金額+課税年金収入が80万円以下	0.85	68,000円
第5段階	・本人が市町村民税非課税(世帯に課税者がいる)かつ前年の合計所得金額+課税年金収入が80万円超	1.00	80,000円
第6段階	・市町村民税課税かつ前年の合計所得金額120万円未満	1.20	96,000円
第7段階	・市町村民税課税かつ前年の合計所得金額120万円以上210万円未満	1.30	104,000円
第8段階	・市町村民税課税かつ前年の合計所得金額210万円以上320万円未満	1.50	120,000円
第9段階	・市町村民税課税かつ前年の合計所得金額320万円以上	1.70	136,000円

※ () は低所得者保険料軽減事業による軽減後の調整率及び保険料額